

# 介護予防通所リハビリテーション

本人との関係	苦情相談の内容	対応結果
家族	<p>兄は足が悪く、病院のリハビリに週に1回通っている。病院でのリハビリは3ヶ月間実施すると聞いており、それ以降は自費でリハビリを受けようと考えていたが、病院の理学療法士から介護保険サービスを利用するように言われた。そのことを地域包括支援センターに相談すると、兄が民間のスポーツクラブに通っているの、介護保険で通所リハビリテーションのサービスは利用できないと言われた。本当なのか。</p>	<p>民間のスポーツクラブに通っていることで、介護保険サービスが利用できないという決まりはないが、地域包括支援センターの担当者が心身の状況をどのように把握しそのように言われたかは分からないため、保険者である市に相談するよう案内した。</p>
本人	<p>私は要支援1で、介護予防通所リハビリテーションを利用している。以前に利用していた事業所は、予め自己都合で休むと連絡をいれると別の曜日に振り替えができたが、今利用している事業所は、振り替えができないと言う。同じ料金を支払っているのに納得できない。</p>	<p>重要事項説明書に自己都合によるキャンセルの場合の取り扱いについて記載があるかを確認したが、記載はないとのことである。事業所から振り替えができないと言われたことについて、介護支援専門員に相談し事業所と話し合うよう助言した。</p>
本人	<p>私は右肩痛があり、右肩関節周囲炎でリハビリテーションのために通院することになった。現在、整形外科でリハビリテーションを行っている。そこで、通所リハビリテーションと整形外科でのリハビリテーションは併用できるのか知りたい。</p>	<p>介護保険の通所リハビリテーションと医療機関で行うリハビリテーションは、同一の疾患でないのであれば、併用できることを説明する。かかりつけの整形外科の医師や介護支援専門員に通所リハビリテーションと医療機関で行うリハビリテーションの併用について相談するよう案内した。</p>